

## 第48号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、既存住宅の維持保全計画の認定に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等に係る規定を整備する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1 総務関係・2 民生関係	1 総務関係・2 民生関係
(略)	(略)
3 建設関係	3 建設関係
(1) 租税特別措置法関係	(1) 租税特別措置法関係
(略)	(略)
(2) 建築基準法関係	(2) 建築基準法関係

改正後				改正前			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1～51	(略)			1～51	(略)		
52	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)		52	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)	
53	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)		53	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)	
54～64	(略)			54～64	(略)		
65	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	(略)		65	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	(略)	
66	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	(略)		66	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	(略)	
67～69	(略)			67～69	(略)		
(3) 屋外広告物関係				(3) 屋外広告物関係			
(略)				(略)			
(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係				(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第5	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規	1	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項の規

改正後			改正前		
<p>項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下同表において「<u>建築等計画</u>」という。）又は同条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下同表において「<u>維持保全計画</u>」という。）の認定の申請に対する審査</p>		<p>定に基づく長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る<u>建築等計画</u>又は<u>維持保全計画</u>（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「<u>長期使用構造等適合計画</u>」という。）以外で<u>新築に係る建築等計画</u>である場合  床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を超えるもの（略）  (2) 長期使用構造等適合計画で<u>新築に係る建築等計画</u>である場合  床面積の合計が</p>	<p>項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>		<p>定に基づく長期優良住宅法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る<u>計画</u>（以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「<u>長期使用構造等適合計画</u>」という。）以外である場合   床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を超えるもの（略）  (2) 長期使用構造等適合計画である場合   床面積の合計が</p>

改正後				改正前			
			<p>200㎡以内のもの の～30,000 ㎡を超えるもの (略)</p> <p>(3) 既存の住宅の 増築若しくは改 築に係る<u>建築等 計画又は維持保 全計画</u>で長期使 用構造等適合計 画以外である場 合</p> <p>床面積の合計が 200㎡以内のも の～30,000 ㎡を超えるもの (略)</p> <p>(4) 既存の住宅の 増築若しくは改 築に係る<u>建築等 計画又は維持保 全計画</u>で長期使 用構造等適合計 画である場合</p> <p>床面積の合計が 200㎡以内のも の～30,000 ㎡を超えるもの (略)</p>				<p>200㎡以内のもの の～30,000 ㎡を超えるもの (略)</p> <p>(3) 既存の住宅の 増築又は改築に 係る<u>もの</u>で長期 使用構造等適合 計画以外である 場合</p> <p>床面積の合計が 200㎡以内のも の～30,000 ㎡を超えるもの (略)</p> <p>(4) 既存の住宅の 増築又は改築に 係る<u>もの</u>で長期 使用構造等適合 計画である場合</p> <p>床面積の合計が 200㎡以内のも の～30,000 ㎡を超えるもの (略)</p>

改正後			改正前				
		ロ (略)			ロ (略)		
2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく <u>建築等計画</u> 又は <u>維持保全計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	イ <u>長期優良住宅法第6条第1項の認定を受けた建築等計画</u> 又は <u>維持保全計画</u> (以下(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表において「 <u>認定計画</u> 」という。)が新築に係る建築等計画である場合は1件につき、次に定めるとおりとする。 変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を超えるもの (略) ロ <u>認定計画が新築に係る建築等計画</u> で長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る <u>建築等計画</u> が長期使用構造等適合計	2	長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	イ 1件につき、次に定めるとおりとする。  変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を超えるもの (略) ロ <u>長期優良住宅法第6条第1項第1号</u> に係る変更がある場合(変更に係る <u>長期優良住宅建築等計画</u> が長期使用構造等適合計画である場合を除く。)

改正後			改正前		
		<p>画である場合を除く。)においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの ～ 30,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>ハ <u>認定計画が新築に係る建築等計画</u>で長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に係る変更がある場合においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの ～ 30,000㎡を超えるもの (略)</p>			<p>においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの ～ 30,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>ハ 長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に係る変更がある場合においては、イに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの ～ 30,000㎡を超えるもの (略)</p>

改正後		改正前	
	<p>ニ <u>認定計画が既存の住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である場合は1件につき、次に定めるとおりとする。</u></p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの ～ 30,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>ホ <u>認定計画が既存の住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である場合において、長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合</u> (変更に係る<u>建築等計画が長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u>) においては、ニに定める手数料のほか</p>		<p>ニ 既存の住宅の増築又は改築に係るものは1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの ～ 30,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>ホ 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第1号に係る変更がある場合 (変更に係る<u>長期優良住宅建築等計画が長期使用構造等適合計画である場合を除く。</u>)においては、ニに定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければ</p>



改正後			改正前		
		<p>か、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>へ <u>認定計画が既存の住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画である場合</u>において、長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号、<u>第6号又は第7号</u>に係る変更がある場合においては、二に定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を</p>			<p>ばならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を超えるもの (略)</p> <p>へ 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に係る変更がある場合においては、二に定める手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの～30,000㎡を</p>

改正後				改正前			
			超えるもの (略) ト (略)				超えるもの (略) ト (略)
3	長期優良住宅法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における <u>建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	(略)		3	長期優良住宅法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における <u>長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	(略)	
4	長期優良住宅法第10条の規定に基づく <u>建築等計画又は維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u>	(略)		4	長期優良住宅法第10条の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u>	(略)	
5・6	(略)			5・6	(略)		
(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係・(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係				(5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係・(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係			
(略)				(略)			
(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係				(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物新築等計画認	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54	1	都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物新築等計画認	イ 市長が定める機関により作成されたエコまち法第54

改正後			改正前		
法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下同表において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査	定申請手数料	<p>条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。）が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 人の居住の用に供する建築物の部分（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「住宅部分」という。）のみを有する建築物であり、一棟の建築物からなる一戸の住宅（以下同表において「一戸建ての住宅」という。）に係る新築等計画である場合 床面積の合計が 200㎡以内のもの 7,000円 200㎡を超えるもの 7,500円</p>	法律（平成24年法律第84号。以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「エコまち法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下同表において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査	定申請手数料	<p>条第1項第1号に規定する基準に適合することを確認した旨を証する書面（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「適合証」という。）が添付されている場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 人の居住の用に供する建築物の部分（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「住宅部分」という。）のみを有する建築物（以下同表において「住宅建築物」という。）に係る新築等計画である場合 a 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの（以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅」という。）の場合 床面積の合計が 200㎡以内のもの 7,000円</p>

改正後				改正前			
			<p>(2) <u>一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合</u>  a・b (略)</p> <p>ロ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書により、市長が定める基準</u></p>				<p>200㎡を超えるもの 7,500円</p> <p>b <u>一戸建ての住宅以外の住宅の場合</u>  <u>床面積の合計が</u>  <u>300㎡以内のもの 12,000円</u>  <u>300㎡を超え2,000㎡以内のもの 28,000円</u>  <u>2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 67,000円</u>  <u>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 104,000円</u>  <u>10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 168,000円</u>  <u>25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 238,000円</u>  <u>50,000㎡を超えるもの 373,000円</u></p> <p>(2) <u>住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合</u>  a・b (略)</p> <p>ロ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書により、市長が定める基準に適</u></p>

改正後			改正前		
		<p>に適合すると認められる一戸建ての住宅に係る新築等計画である場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>床面積の合計が  200㎡以内のもの 9,100円  200㎡を超えるもの 9,600円</p>			<p>合すると認められる場合は、1件につき、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>住宅建築物に係る新築等計画である場合</u></p> <p>a <u>一戸建ての住宅の場合</u>  床面積の合計が  200㎡以内のもの 9,100円  200㎡を超えるもの 9,600円</p> <p>b <u>一戸建ての住宅以外の住宅の場合</u>  床面積の合計が  300㎡以内のもの 15,000円  300㎡を超え2,000㎡以内のもの 30,000円  2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 69,000円  5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 106,000円  10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 170,000円  25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 240,000円</p>

改正後				改正前			
							<u>50,000㎡を超えるもの</u> <u>375,000円</u> (2) <u>住宅建築物以外の建築物に係る新築等計画である場合</u> a <u>住宅部分</u> <u>床面積の合計が</u> <u>300㎡以内のもの 15,000円</u> <u>300㎡を超え2,000㎡以内のもの 30,000円</u> <u>2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 69,000円</u> <u>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 106,000円</u> <u>10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 170,000円</u> <u>25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 240,000円</u> <u>50,000㎡を超えるもの</u> <u>375,000円</u> b <u>非住宅部分</u> (a) <u>建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく</u>

改正後				改正前			
							<p>計算方法として市長が別に定めるもの(以下(7)都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表において「モデル建物基準」という。)により算出する場合</p> <p>床面積の合計が</p> <p>300㎡以内のもの 96,000円</p> <p>300㎡を超え1,000㎡以内のもの 124,000円</p> <p>1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの 163,000円</p> <p>2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 271,000円</p> <p>5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 347,000円</p> <p>10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの 424,000円</p> <p>25,000㎡を超え50,000㎡以内のもの 492,000円</p>

改正後				改正前			
			ハ イ又はロに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。				<u>50,000㎡を超えるもの 656,000円</u> (b) (a)以外の場合 <u>床面積の合計が</u> <u>300㎡以内のもの 24</u> <u>4,000円</u> <u>300㎡を超え1,000㎡</u> <u>以内のもの 307,000</u> <u>円</u> <u>1,000㎡を超え2,000</u> <u>㎡以内のもの 397,0</u> <u>00円</u> <u>2,000㎡を超え5,000</u> <u>㎡以内のもの 575,0</u> <u>00円</u> <u>5,000㎡を超え10,000</u> <u>㎡以内のもの 703,0</u> <u>00円</u> <u>10,000㎡を超え25,00</u> <u>0㎡以内のもの 839,</u> <u>000円</u> <u>25,000㎡を超え50,00</u> <u>0㎡以内のもの 953,</u> <u>000円</u> <u>50,000㎡を超えるも</u> <u>の 1,209,000円</u>
			ハ イ又はロに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。				ハ イ又はロに定める場合のほかは、1件につき、次に定めるとおりとする。



改正後			改正前		
		<p>(1) <u>一戸建ての住宅</u>に係る 新築等計画である場合 床面積の合計が 200㎡以内のもの 40,000 円 200㎡を超えるもの 45,0 00円</p>			<p>(1) <u>住宅建築物</u>に係る新築 等計画である場合 a <u>一戸建ての住宅</u>の場 合 床面積の合計が 200㎡以内のもの 40,0 00円 200㎡を超えるもの 4 5,000円 b <u>一戸建ての住宅以外</u> の住宅の場合 床面積の合計が 300㎡以内のもの 77,0 00円 300㎡を超え2,000㎡以 内のもの 130,000円 2,000㎡を超え5,000㎡ 以内のもの 228,000円 5,000㎡を超え10,000㎡ 以内のもの 318,000円 10,000㎡を超え25,000 ㎡以内のもの 617,000 円 25,000㎡を超え50,000 ㎡以内のもの 1,065,0 00円 50,000㎡を超えるもの 1,958,000円</p>
		<p>(2) <u>一戸建ての住宅以外</u>の</p>			<p>(2) <u>住宅建築物以外</u>の建築</p>

改正後				改正前			
			建築物に係る新築等計画である場合 a (略) b 非住宅部分 (a) <u>建築物全体のエネルギーの使用の効率性その他の性能について、特別な調査又は研究の結果に基づく計算方法として市長が別に定めるものにより算出された場合</u> 床面積の合計が300㎡以内のもの ～ 50,000㎡を超えるもの (略) (b) (略) 二 (略)				物に係る新築等計画である場合 a (略) b 非住宅部分 (a) <u>モデル建物基準による場合</u>  床面積の合計が300㎡以内のもの ～ 50,000㎡を超えるもの (略) (b) (略) 二 (略)
2～4 (略)				2～4 (略)			
(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係・(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係				(8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係・(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			
(略)				(略)			
4 消防関係・5 その他共通関係				4 消防関係・5 その他共通関係			
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、既存住宅の維持保全計画の認定に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料等に係る規定を整備する等のため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 建築工事を伴わない既存の住宅に対する長期優良住宅認定制度が創設されたことに伴い、既存住宅の維持保全計画の認定に係る手数料の規定を設けるとともに、その額を増改築工事に伴って長期優良住宅の認定を取得する場合の手数料と同額とする。（別表3建設関係(4)の表 番号1、2及び4関係）
- (2) 低炭素建築物認定について、建物単位で申請を行うこととされたことに伴い、住戸単位での認定申請等に関する手数料の区分を削除する。  
(別表3建設関係(7)の表 番号1関係)

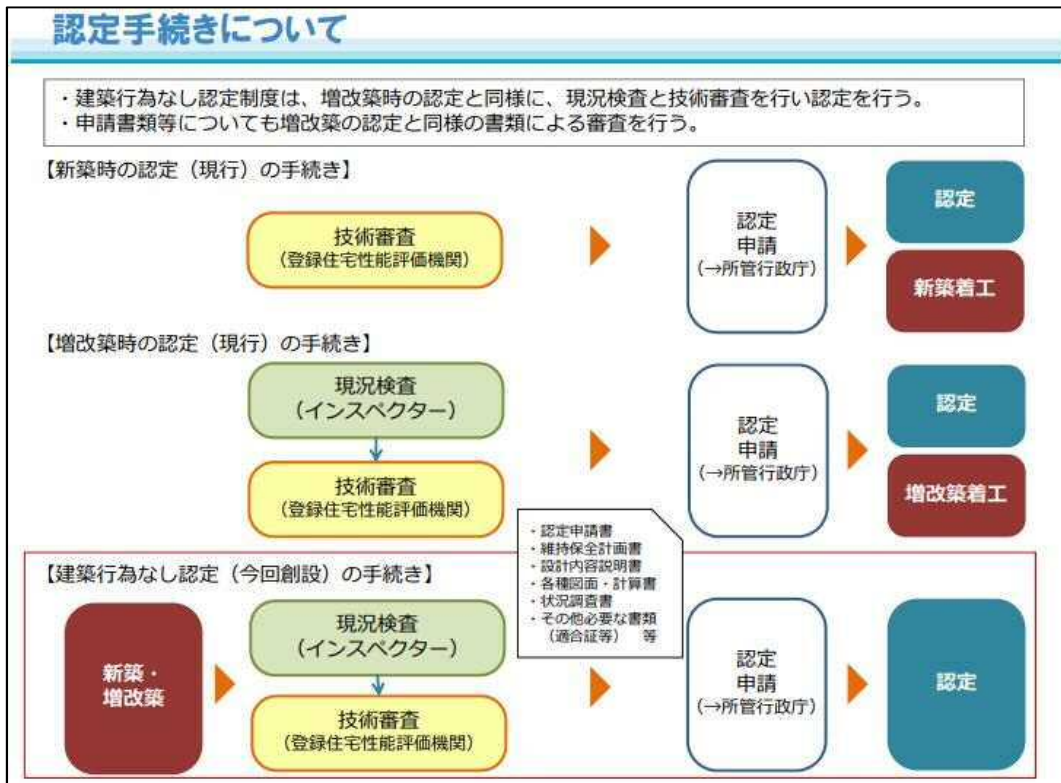
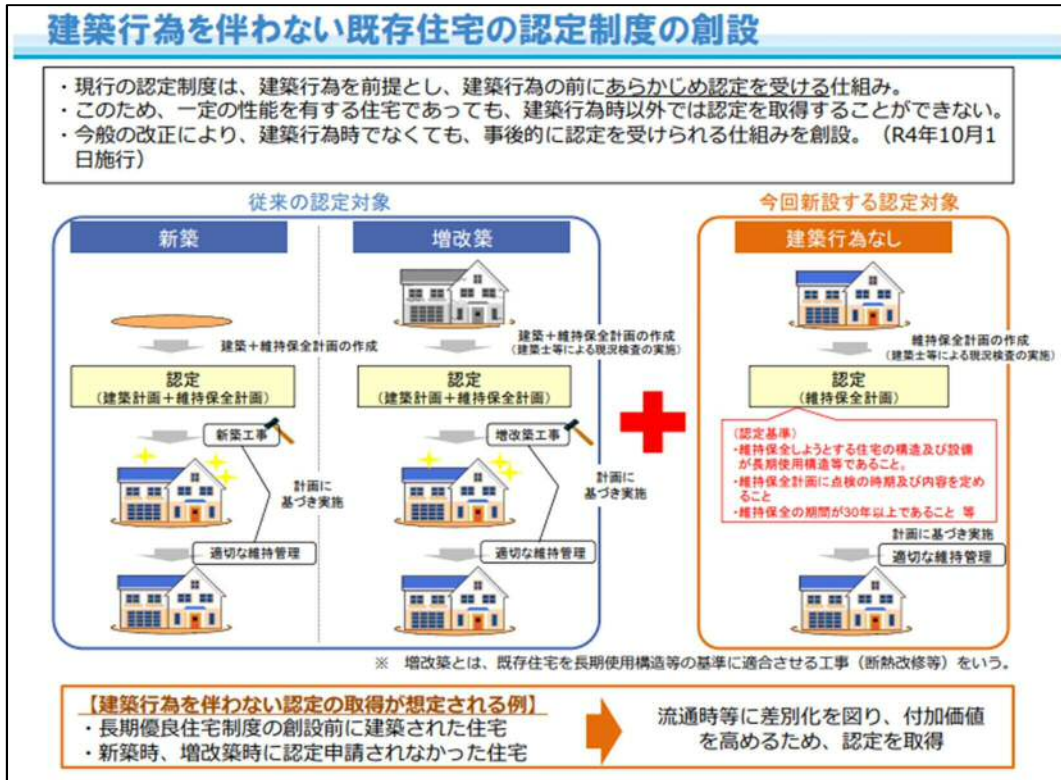
- (3) その他規定の整理

#### 3 施行期日

令和4年10月1日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正について

【法改正の概要】



## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料一覧表

認定申請等手数料（棟当たり）

単位（円）

住棟の延べ面積	認定申請手数料		変更認定申請手数料			譲受人が決定した場合等の変更認定申請手数料	地位継承承認申請手数料
	事前審査あり	事前審査なし	基本額	加算額			
				構造の変更 事前審査なし	維持保全 計画等 審査		
200㎡以内	16,000	55,000	9,100	38,000	7,000	16,000	面積に関係なく 一件につき 16,000
200㎡超～500㎡以内	28,000	126,000	17,000	98,000	12,000	28,000	
500㎡超～1,000㎡以内	47,000	203,000	30,000	156,000	17,000	47,000	
1,000㎡超～3,000㎡以内	90,000	411,000	55,000	320,000	35,000	90,000	
3,000㎡超～5,000㎡以内	133,000	720,000	86,000	587,000	47,000	133,000	
5,000㎡超～10,000㎡以内	193,000	1,224,000	135,000	1,031,000	58,000	193,000	
10,000㎡超～20,000㎡以内	326,000	2,260,000	221,000	1,934,000	105,000	326,000	
20,000㎡超～30,000㎡以内	405,000	3,216,000	265,000	2,811,000	140,000	405,000	
30,000㎡超	485,000	3,961,000	310,000	3,477,000	175,000	485,000	

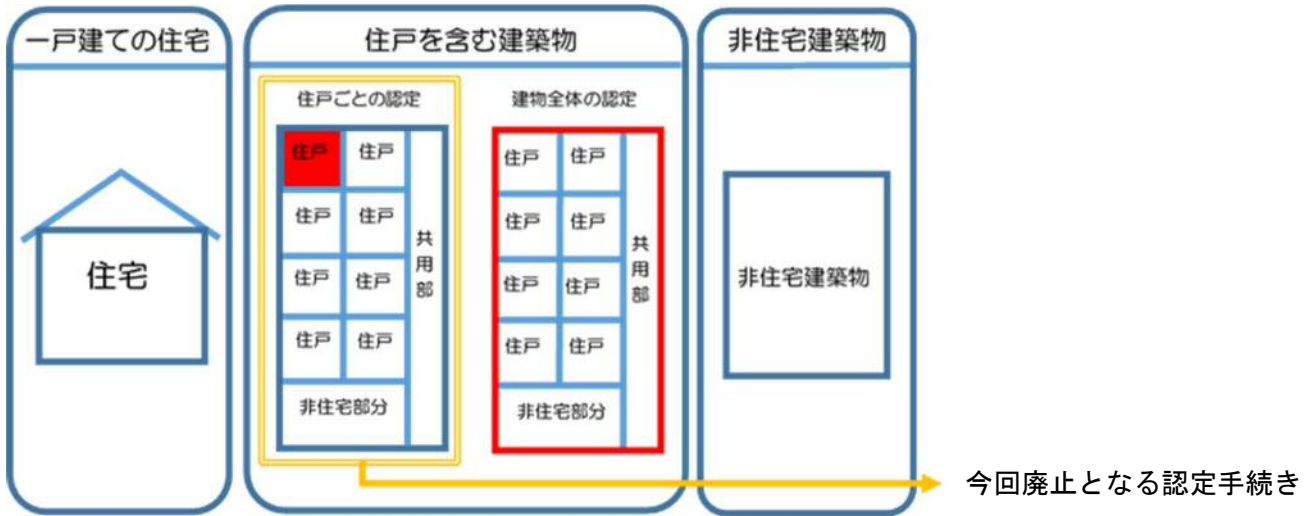
増築若しくは改築の場合又は既存住宅を長期優良住宅に認定する場合<sup>新設</sup>の手数料

単位（円）

住棟の延べ面積	認定申請手数料		変更認定申請手数料		
	事前審査あり	事前審査なし	基本額	加算額	
				構造の変更 事前審査なし	維持保全 計画等審査
200㎡以内	21,000	72,000	11,000	51,000	9,300
200㎡超～500㎡以内	37,000	168,000	21,000	131,000	16,000
500㎡超～1,000㎡以内	61,000	269,000	38,000	208,000	23,000
1,000㎡超～3,000㎡以内	114,000	542,000	67,000	428,000	47,000
3,000㎡超～5,000㎡以内	171,000	955,000	109,000	784,000	62,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	251,000	1,628,000	173,000	1,377,000	78,000
10,000㎡超～20,000㎡以内	425,000	3,008,000	285,000	2,583,000	140,000
20,000㎡超～30,000㎡以内	530,000	4,284,000	343,000	3,754,000	187,000
30,000㎡超	627,000	5,270,000	393,000	4,644,000	234,000

## 都市の低炭素化の促進に関する法律について

### 【制度改正の概要（住戸単位認定の廃止）】



### 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料一覧表

認定申請等手数料（棟当たり）

単位（円）

	建築物の床面積	適合証あり	設計住宅性能評価書あり	適合証・設計住宅性能評価書なし		
				モデル建物法	その他の方法	
住宅	一戸建ての住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	7,000	9,100		40,000
		200 m <sup>2</sup> 超	7,500	9,600		45,000
	・共同住宅全体 ・共同住宅の一住戸 ・兼用住宅の住宅部分	300 m <sup>2</sup> 以内	12,000	15,000	→ 削除	77,000
		300 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以内	28,000	30,000		130,000
		2,000 m <sup>2</sup> 超～5,000 m <sup>2</sup> 以内	67,000	69,000		228,000
		5,000 m <sup>2</sup> 超～10,000 m <sup>2</sup> 以内	104,000	106,000		318,000
		10,000 m <sup>2</sup> 超～25,000 m <sup>2</sup> 以内	168,000	170,000		617,000
		25,000 m <sup>2</sup> 超～50,000 m <sup>2</sup> 以内	238,000	240,000		1,065,000
50,000 m <sup>2</sup> 超	373,000	375,000	1,958,000			
非住宅	・非住宅建築物全体 ・兼用住宅の非住宅部分	300 m <sup>2</sup> 以内	12,000			96,000
		300 m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以内	22,000		124,000	307,000
		1,000 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以内	35,000		163,000	397,000
		2,000 m <sup>2</sup> 超～5,000 m <sup>2</sup> 以内	104,000		271,000	575,000
		5,000 m <sup>2</sup> 超～10,000 m <sup>2</sup> 以内	154,000		347,000	703,000
		10,000 m <sup>2</sup> 超～25,000 m <sup>2</sup> 以内	201,000		424,000	839,000
		25,000 m <sup>2</sup> 超～50,000 m <sup>2</sup> 以内	243,000		492,000	953,000
		50,000 m <sup>2</sup> 超	357,000		656,000	1,209,000

→ 住戸単位の認定を削除